

令和6年度 奨学生募集要項

1. 奨学生の種類及び給与金額と募集人員

	給与月額	募集人員	対象者
1 帝京第五高校看護科奨学生	9,500 円	4 名	帝京第五高等学校の看護科へ進学予定の中学校3年在学生より選考します
2 高等学校奨学生	9,500 円	8 名	1以外の高校進学予定の中学校3年在学生より選考します
3 大学奨学生	22,000 円	8 名	大学進学予定の高等学校3年在学生より選考します

※ 奨学金は奇数月に2ヶ月分を振込。実際給与額は銀行の振込手数料を差し引いた金額です。

※ 高等専門学校においては来年度大学編入予定者又は大学進学予定者が対象となります。

※ 給与期間は令和6年度4月からそれぞれの正規の最短修業年限まで。(高校奨学生は3年間)

2. 出願資格・基準

下記の①～④を全て満たす方が対象になります。

- ① 愛媛県出身で現在愛媛県に保護者と在住している者。
- ② 愛媛県外出身者で愛媛県内の学生寮に保護者と別に在住している者。
- ③ 学業・人物ともに優秀かつ健康で、学資の支弁が困難と認められる者。
- ④ 成績要件

1 帝京第五高校看護科奨学生	学業成績評定の平均値が3.5以上であること。
2 高等学校奨学生	学業成績評定の平均値が4.0以上であること。
3 大学奨学生	学業成績評定の平均値が4.0以上であること。

- ⑤ 奨学生の属する世帯の年間所得金額が、別紙書1「所得年額計算解説」の4.収入基準額表の金額以下である者。

3. 出願手続き

下記の書類を期限日までに提出して下さい。

- ① 奨学生願書 1部(本財団指定の様式)
- ② 出願理由書 1部(本財団指定の様式)
- ③ 奨学生推薦調書 1部(本財団指定の様式)
- ④ 成績証明書 1部(各校にて使用の様式)

(注) 評定平均値について

第1～第3学年について、各教科ごとに生徒指導要録の5段階評定を転記する。

※ 第3学年については、1学期末までの学習状況を総合して5段階評定したものを記入する。

- ⑤ 市町村民税課税証明書(市町村役場が発行したもの)

※成人の方全員分をご用意ください(学生は除く)

- ⑥ 特別控除証明書類 別紙書2「特別控除証明書類等案内表」にて必要書類

【書類送付先】〒799-3401 愛媛県大洲市長浜甲723-1
一般財団法人 帝京育英財団 事務局 宛 TEL 090-1047-4517(火・水・金:10:00-12:30)

4. 提出期限

令和5年10月31日(当日必着です) ※学校で取りまとめて提出のこと

5. 採用決定時期と選考方法

奨学生選考委員会において採用者を決定します。結果は11月末までに在学学校へ通知する予定です。

6. その他

- ① 他の財団の奨学生であっても、本財団の奨学生として推薦していただいても差し支えありません。
- ② 出願は、各学校より3名を限度とします。
- ③ 申請書類は必要枚数をコピーしてお使い下さい。
- ④ ご不明の点がありましたら、事務局の藤堂までお問い合わせ下さい。

(注) 給与された奨学金は、将来返済不要です。

(個人情報のお取り扱い) 当財団が扱う個人情報は、ご連絡と選考のみに利用し、必要な保護管理を致します。また、法令に規定される場合を除き、第三者に開示致しません。合否に関わらずご返却はありません。利用必要がなくなりましたら消去処分を致します。

メールでのお問い合わせは・・・→ ikuei@teikyo5-h.ed.jp

所得年額計算と収入基準額表 (令和6年度奨学生募集用)

1. 所得年額の計算方法

(A) 給与所得の場合(年金・恩給等を含む)

課税証明書の 給与収入 から、次の計算式により算出した金額。

- ① 収入金額が268万円未満の場合は所得年額を 0円とする。
- ② 収入金額が268万円を超え400万円以下の場合・・・収入金額×0.8-214万円＝所得年額
- ③ 収入金額が400万円を超え781万円以下の場合・・・収入金額×0.7-174万円＝所得年額
- ④ 収入金額が781万円を超える場合・・・・・・収入金額-408万円＝所得年額

(B) 給与所得以外の場合

事業所得者は、確定申告書における 所得金額 から、次の計算式により算出した金額。

- ① 収入金額が65万円以下の場合年間収入額を 0円とする。
- ② 収入金額が65万円を超え162万円以下の場合・・・収入金額-65万円＝所得年額
- ③ 収入金額が163万円を超え180万円以下の場合・・・収入金額×0.6＝所得金額
- ④ 収入金額が180万円を超え360万円以下の場合・・・・・・収入金額×0.7-18万円＝所得年額
- ⑤ 収入金額が360万円を超え660万円以下の場合・・・・・・収入金額×0.8-54万円＝所得年額
- ⑥ 収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合・・・・・・収入金額×0.9-120万円＝所得年額
- ⑦ 収入金額が1,000万円を超え1,500万円以下の場合・・・・・・収入金額×0.95-170万円＝所得年額
- ⑧ 収入金額が1,500万円を超える場合・・・・・・収入金額-245万円＝所得年額

2. 注意事項

- (1) 上記の 給与収入 と 所得金額 に 1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。
- (2) 給与所得者の年間収入額が多い者にあつては (A)、少ない者にあつては (B) を適用する。
- (3) 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、(A) を適用し、所得年額を算出する。
- (4) 同一人で2以上の収入源があつて、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得については (A)、給与所得以外に (B) を適用し合算し、所得年額を算出する。
- (5) 年間収入額が同額の場合は、一方の者を (A)、他方の者を (B) とし適用し、所得年額を算出する。

3. 所得金額計算例

給与収入年額(高等学校生・高等専門学校生) 471万円 世帯人員 5名の場合

1. 所得年額の計算方法 の (A) 給与所得者の場合 の ③

$$\text{収入金額} \times 0.7 - 174\text{万円} = \text{所得金額}$$

で計算します。よって、

$$471\text{万円} \times 0.7 - 174\text{万円} = 155.7\text{万円}$$

万円未満は切り捨てますので、所得金額は 155万円 となります。

「奨学生願書」の「生計を一にする親族及び所得」の欄は以下ようになります。

生計を一にする親族及び所得	続柄	氏名	年齢	職業又は在学校名	給与所得者		備考
					(収入金額) 所得年額(税込)	所得年額(税込)	
父	帝京 太郎	45	金社員	471 万円	155 万円		
母	帝京 花子	40	無職				
兄	帝京 一郎	19	〇〇大学				
妹	帝京 育子	10	△△小学校				
計				471 万円	155 万円	③(A+B) 155 万円	

4. 収入基準額表

「奨学生推薦書」の差引額(E-F)欄の値が以下の表の金額以下でなければなりません。

区分	高等学校生 高等専門学校生		大学生 専修学校の専門課程	
	世帯人員	1人	103 万円	139 万円
	2人	165 万円	212 万円	229 万円
	3人	190 万円	229 万円	239 万円
	4人	206 万円	234 万円	250 万円
	5人	221 万円	246 万円	262 万円
	6人	234 万円		
	7人	246 万円		

- ※世帯人員が7名を超える場合、1人につき
- 高等学校生・高等専門学校生の場合 →11万円を加算
 - 大学生・専修学校の専門課程の場合 →12万円を加算